

介護保険利用者負担の軽減措置

該当するかたは申請をお忘れなく！

●高額介護サービス費

同じ月に受けたサービスの利用者負担の合計が（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請して認められると、超えた分が町から後で支給されます。

対象者	上限額(世帯合計)
世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 または生活保護受給者	月額 15,000円
世帯全員が住民税非課税の人	月額 24,600円
一般世帯の人	月額 37,200円

施設サービスでの食事代の標準負担額は、高額介護サービス費の支給対象とはなりません。

●施設サービスの食事代の標準負担額

介護保険施設に入所（入院）している場合は、1割の利用者負担のほかに、食事代が自己負担になります。次の、に該当する場合は、申請して認められると、食事代が軽減されます。

世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 または生活保護受給者	1日 300円
世帯全員が住民税非課税の人	1日 500円
一般の人	1日 780円

●施行前にホームヘルプサービスを利用していた低所得の人

対象者	制度施行前1年間（平成11年度）にホームヘルパーの派遣実績があり、かつ、生計中心者が所得税非課税の人（生活保護受給者を含む）	
訪問介護利用者負担率	平成12年度～平成14年度	3%
	平成15年度～平成16年度	未定（段階的に引き上げ）
	平成17年度以降	10%
備考	申請により減額認定証を交付します いったん課税対象となると、その後非課税になっても対象外となります	

介護保険では、サービスを利用するときには利用料の1割を負担することになっていますが、収入が少ない人が介護サービスを利用しやすいように、さまざまな軽減措置があります。この軽減措置を利用するには申請等の手続きが必要です。該当するかたは保健福祉課へ申請してください。なお、この軽減措置（高額介護サービス費以外）は原則として申請月分から対象となりますので、申請が遅れないようにご注意ください。